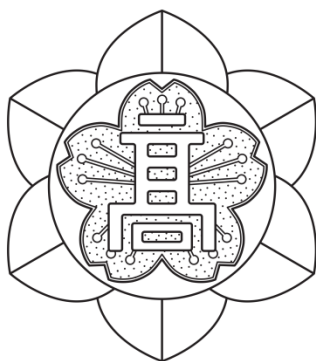


いじめの防止等のための学校基本方針



静岡県立清水東高等学校

(令和7年10月改訂)

はじめに

平成 25 年 6 月、いじめの問題に社会総がかりで取り組むための法律、「いじめ防止対策推進法」が成立し、国はこれを受けて「いじめの防止等のための基本方針」を策定しました。

静岡県は、この「法律」及び「基本方針」を踏まえ、「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」を策定するとともに、各学校に、実情に応じた実効性のあるいじめ防止等のための基本的な方針を策定するよう求めました。

こうした経緯の中、本校では、教職員が原案を作成し、生徒や保護者、外部有識者の意見を聞いてこの基本方針を作成しました。

本校は、これまでも「徳を琢かん」と校歌にあるように、生徒の人格の完成を目指し、生徒が生き活きと学校生活を送ることができるよう教育活動の充実を図ることを目標としてきました。今後もこうした教育方針のもと、いじめなどの問題に対しても生徒が自発的かつ主体的に取り組む態度を涵養し、いじめが起きない学校づくり、生徒間の問題が彼らの成長の契機となるような学校づくりを目指します。併せて、本基本方針に示した、いじめの未然防止や早期発見、いじめに対する対応等を確実に行之、いじめ問題の克服に努めます。

目次

はじめに

第1 基本的な事項

- 1 いじめの定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 いじめ防止等に関する基本的な考え方・・・・・・・・・・ 1

第2 組織

- 1 名称・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 構成員・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第3 いじめの未然防止

- 1 道徳教育等の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 保護者や地域への啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 教職員の資質向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 学校評価による取り組みの改善・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第4 いじめの早期発見・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第5 いじめに対する対応

- 1 事実の確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 対策委員会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 県教育委員会への報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 4 支援・指導・助言・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 5 警察との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 6 懲戒・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第6 重大事態への対処

- 1 重大事態のケース・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 重大事態についての調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 情報の提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 4 知事への報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第7 相談窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

付表 令和7年度 いじめ対策年間計画

第1 基本的な事項

1 いじめの定義

いじめとは、「生徒に対して、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」を言う。

一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。さらに、いじめには様々な表れがあることに気をつけて、いじめであるかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかつたり、いじめに本人が気づいていなかったりする場合もあることから、その生徒や周りの状況等をしっかりと確認することが必要である。特定の教職員のみによることなく、本校の組織（いじめ対策委員会）を適切に機能させ、情報を共有することによって複数の目で確認することが必要である。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為である。どの生徒にも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての生徒に向けた対応が求められる。

いじめられた生徒は心身ともに傷ついている。その大きさや深さは本人でなければ実感できないものであり、いじめた生徒や周りの生徒が、そのことに気づいたり、理解しようとしたりすることが大切である。いじめは重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなるため、未然に防止することが最も重要である。

いじめの未然防止には、いじめが起こりにくい人間関係をつくり上げていくことが求められる。健やかでたくましい生徒を育て、心の通い合う、温かな人間関係の中で、いじめる側にならない生徒を育てていかなければならない。家庭や地域とも連携して取り組む必要がある。

第2 組織

1 名称

いじめ対策委員会

2 構成員

校長、副校長、教頭、生徒指導主事、保健主事、学年主任、人権担当、養護教諭
生徒部職員（指導）

※必要に応じて、総務部長、教務部長、研修部長、教育相談担当、学級担任、部活動顧問等
関係の深い教職員が参加するとともに、SC（スクールカウンセラー）やSSW（スクールソーシャルワーカー）等の外部の専門家にも参加を依頼する。

3 役割

- ・取組方針、年間計画の企画立案
- ・情報の収集、記録、共有
- ・いじめ事案発生時の対応

第3 いじめの未然防止

生徒と教職員との信頼関係を大切にし、考え方の違いを認め合うなど、安心して自分を表現できる集団づくりに努める。また、特別活動の時間を活用して、生徒自らがいじめについて考える場や機会を提供し、自分たちの問題を自ら解決していくような集団を育てる。

1 道徳教育等の推進

授業、特別活動等教育活動全体を通じて道徳教育等の充実を図り、社会性や規範意識、思いやり等の豊かな心を育み、心の通う人間関係づくり、コミュニケーション能力の基礎や人権感覚を養う。

2 保護者や地域への啓発

P T A生活・安全委員会との連携、地元町内会との情報交換等を行う。

3 教職員の資質向上

- ・教育プラットフォームを活用し、いじめ関係の法規や情報を速やか且つ正確に理解する。
- ・職員会議や朝打合せ等において研修を行う。

※対策・年間計画は付表による

4 学校評価による取組の改善

- ・いじめの防止等のための学校基本方針において、いじめの防止等に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。

第4 いじめの早期発見

いじめのサインはいじめを受けている生徒からも、いじめている生徒からも出ている。深刻な事態にならないためにも、教育活動全般を通じて、生徒たちのわずかな変化を手がかりに、いじめを見つけていくことが大切である。いじめを訴えやすい機会や場をつくり、生徒や保護者、地域住民からの訴えを親身になって受け止め、速やかにいじめの有無を確認する。また、日頃から、定期的なアンケート調査や面接を実施し、積極的にいじめの発見に努めるとともに、そこで得た情報を特定の職員が抱えることなく、いじめ対策委員会等で情報の共有を図る。

※対策・年間計画は付表による

第5 いじめに対する対応

いじめが発見された場合には、深刻な事態にならないように、家庭、地域等と連携し、速やかに協力して対応する。いじめられた生徒への支援、いじめた生徒や周りの生徒への指導など、状況を十分に把握した上で、具体的な取組を確認して対応する。状況に応じて、警察や児童相談所、医療機関など関係機関等と連携して対応する。

1 事実の確認

いじめの相談を受けたり、生徒がいじめを受けていると思われるときには、生徒部職員を中心に、早期に事実確認を行う。また、

2 対策委員会の招集

いじめが確認された場合には、速やかにいじめ対策委員会を招集する。状況を確認し、情報共有するとともに、支援・指導・助言等に関して検討を行う。

3 県教育委員会への報告

いじめが確認された場合には、県教育委員会に報告する。

4 支援・指導・助言

いじめが確認された場合は、いじめをやめさせ、再発防止のため、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援、いじめを行った生徒とその保護者に対する指導、助言を継続的に行う。また、必要に応じて心理や福祉の専門家であるSCやSSW、弁護士等の協力を得て、支援する。

5 警察との連携

いじめが犯罪行為に該当するのではないかとと思われる場合は、警察に相談し、連携して対応する。また、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察に通報するなど、適切な援助を求める。

6 懲戒

いじめを行った生徒に対して、教育上必要があると認めるときは、人格の成長を促すため、適切に、懲戒を加えることができる。

第6 重大事態への対処

重大事態が発生した場合には、第5に準じて対応するとともに以下の項目に注意する。

1 重大事態のケース

(1) いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとみとめるとき。

- ・生徒が自殺を企画した場合 ・精神性の疾患を発症した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合 ・金銭を奪い取られた場合 等
- (2) 欠席の原因がいじめと疑われ、生徒が相当の期間（30 日程度）、学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で生徒が一定期間連続して欠席しているとき。
- (3) 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

2 重大事態についての調査

重大事態が発生した場合には、県教育委員会に報告し、指導・支援を受けるとともに、速やかにいじめ対策委員会を招集し、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査を行う。

3 情報の提供

県教育委員会の指導・支援のもと、いじめを受けた生徒及びその保護者に、調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報を提供する。

4 知事への報告

県教育委員会の判断のもと、重大事態が発生した旨を知事に報告する。

※県教育委員会、知事の対応

- ・県教育委員会は、調査の結果を知事に報告する。
- ・報告を受けた知事は、必要があると認めるときは、付属機関を設けて調査を行う等の方法により、再調査を行うことができる。
- ・再調査を行った場合、知事は、その結果を議会に報告しなければならない。
- ・知事、県教育委員会は、調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、必要な措置を講じる。

第7 相談窓口（参考）

相談窓口	相談内容	受付時間／連絡先
24 時間子供 SOS ダイヤル	子供の SOS	24 時間対応/0120-078310(なやみいおう) ※匿名相談可
若者こころの相談窓口		24 時間対応/0800-200-2326
静岡県 LINE 相談		平日 14:00～22:00 土日祝 14:00～21:00 ID:@shizuokasoudan ※匿名相談可